

裏づけとなる財源を確保していきたい。

もう1つ、新型コロナウイルス感染症の1丁目1番地の対策、医療機関の医療提供体制の拡充等については、包括支援交付金等の国費を活用している。こちらは、今までも随時国に申請して交付されており、特に枯渇する状況ではないため、必要な予算を年度内に確保できるよう、関係部局が国に申請しながら、引き続き事業を行っていきたい。

吉田英策委員

国に対して強く財源を要望するとともに、新型コロナウイルス感染症対策に必要な予算は、十分確保して市町村等では使えるようにしてもらいたい。

議案の中に、クレジットカード利用による納税証明に係るシステム改修経費が出されているが、現在県税関係でキャッシュレス決済に対応しているのは何種類あるのか。

税務課長

現時点でキャッシュレス決済は自動車税のクレジットカードによる納付のほか、コンビニ納付のオプションとして、PayPayやLINE Payによる納付が可能となっている。また、県税のうち法人関連の一部の税目等については、国の地方税共通納税システムにより、キャッシュレス納付が可能である。

吉田英策委員

キャッシュレスにすることによって、納付率が上がる効果はあるか。また滞納の関係で言えば、近くのコンビニで納税できるため滞納率は減っているのか。

税務課長

納税しやすいため、滞納者にとってはすぐに納付できる環境となる。ただし、金額的にどの程度かはまだ何とも言えない。PayPayなどのキャッシュレスについてもまだ全体の2%程度の支払いであり、全体の納付率に対して影響が出る状況にはなっていない。

吉田英策委員

納税者の利便性の点はどうか。

税務課長

当課としてもキャッシュレスやクレジットカード、コンビニ納付等を広げていきたいと思っており、特にコンビニ納付が一番利便性の向上につながっているため、拡大していきたい。

吉田英策委員

利便性の向上と県民の滞納による生活は、裏腹の関係にもあるかと思う。こうしたクレジットカードやキャッシュレスは便利だが、県民がそれによって多額の債務を抱えるような事態になっては大変なので、その点について配慮もしながら進めていく必要があると思うが、どうか。

税務課長

税金の話なので、利便性を向上し、納税者がいつでも納付できる環境は広げていきたいが、それにより県民を苦しめることは考えづらく、影響はないと考える。所得の少ない人には控除等別の制度もあり、またどうしても納付が苦しい人には徴収猶予等の制度もあるため、そちらで対応していきたい。

古市三久委員

一般的事項で質問するが、補正予算はこれから使う金を補正したとの理解でよいか。第6波について様々言われていて、それに向けた新型コロナウイルス感染症対策として補正予算を計上したと思うが、この地方交付税約46億円と国庫支出金約220億円の、新型コロナウイルス感染症関係の予算はどのようなものがどの程度計上されているか。

財政課長

商工労働部が福島県沖地震の対応のためにグループ補助金を増額しており、今回総務部で計上した地方交付税はその分である。グループ補助金の仕組みとして、財源が国から交付されるが、事業費全体の4分の3の補助のうち、国3分の2

と県3分の1で負担する。その県分の財源が特別交付税として国から交付されることになっている。

また、国庫支出金213万7,000円は文教施設災害復旧費負担金であり、内容は平成23年に東日本大震災で被災した会津大学と福島県立医科大学の災害復旧事業の国庫負担金が、過去の分を遡って交付されたものである。これを事業に充当するわけにはいかず、一般財源使用可能額の形で県に収納するため、今回予算化したものである。

古市三久委員

今の説明だと、新型コロナウイルス感染症にはあまり関係ないのか。例えば国庫支出金約220億円、補正予算の総額約290億円のうち、新型コロナウイルス感染症関連予算は、総額どの程度か。

財政課長

国庫支出金約220億円について、金額が一番大きいのは先ほどのグループ補助金で94億5,100万円である。次が保健福祉部等で様々な新型コロナウイルス感染症対策をするための予算に使う包括支援交付金57億200万円。次に東日本大震災等により被災した農地復旧のための農林水産省からの耕地災害復旧費補助金が約22億円で、その他を合わせて約220億円である。

委員指摘の財源で、新型コロナウイルス感染症対策として金額が一番大きいのは包括支援交付金約57億円である。なお歳出については、総額290億8,100万円のうち新型コロナウイルス感染症対策費は83億7,500万円である。これが今回の補正で大きいもので、もう1つ規模的に大きかったものが、先ほどの商工労働部計上の福島県沖地震へ対応するグループ補助金で、総額約290億円のうち半分近くの約142億円を計上している。

また、新型コロナウイルス感染症対応の歳出約83億円のうち約57億円に包括支援交付金が充たっている。

古市三久委員

別の質問だが、先日の本会議で福島テレビの株式の質問があった。かなり前に、県民のテレビ視聴に資するため県が税金を使って株式を50%保有しているとのことだが、できるだけ早く広範に必要な体制をつくる意味で出資したと思う。

しかし半世紀ほど過ぎ、それが本当に必要か考える必要がある。民間企業であり、県が株式を持つ必要もないと思う。そうした状況を踏まえ、県は株式を売却する考えは全くないのか、将来的に売却する考えはあるのか。

財産管理課長

福島テレビの株式は、委員指摘のとおり、昭和37年に民間テレビ局の早期開局を図るために県議会の承認を得て、株式を保有することとなった。このときの県議会の承認に当たり、県の出資は将来にわたって県が保有し、これをほかに譲渡し、あるいは売却しないものとするとの附帯決議がなされている。

県としては、これまでに特段の支障なく株式を保有しており、昨今の低金利基調の金融情勢の中で、今年度は出資額の約9%の配当を得ている。今後も貴重な県有財産の1つとして引き続き保有していきたい。

古市三久委員

出資額の9%の配当は幾らか。

財産管理課長

約1,700万円である。

古市三久委員

ほかにテレビ局等の株式を保有しているか。

財産管理課長

当課で保有している株式はテレビ局が仙台の東北放送等、その他は東京電力や東北電力、東邦銀行等を保有している。

古市三久委員

附帯決議があり、県に損失を与えるようなものではないため株式を保有していくとのことだと思うが、社会情勢の変化の中で、民間テレビ局に対して県が株式を持つ理由とは一体何か、本当に妥当性があるのか問われてきている。

株式を持っていれば配当金が入ってくるため、1つの考え方では県民の財産として使えることもあるが、マスメディア

に対して県という行政機関が株式を持つことの妥当性について、民主主義の意味も含めて考えなければならない問題だと思うため、十分に検討してもらいたい。部長もその辺をよろしく願う。

鈴木智委員長

要望でよいか。

古市三久委員

それでよい。

吉田英策委員

古市委員の質問に関連して聞く。当時は、県民にテレビの視聴を早期に促すとの点で意味のあるものだったと思うが、現在の株式比率を見ると50%を県が保有しており、1つの会社の株式を半分持つことは、会社の経営権を握ってしまうことになる。今は民間放送も4局もあり、県が株式を持つ必要も支える必要もないと思う。

もう1つ、50%という比率は大きな問題がある。やはりマスコミと県は権力機構の1つで、この関係はもう少し見直すべき必要があると思うため、この50%の比率を下げるのが求められるし、福島テレビと県との関係を見直す時期に来ていると思うが、その点はどうか。

財産管理課長

福島テレビの株式保有だが、県としては株式の保有を理由として、報道の自由を阻害したり会社の経営に干渉したことはないため、特段の問題も発生しておらず、今後も見識を持って対応していきたいと考えている。

吉田英策委員

経営を阻害するような圧力はないと言うが、そんなことがあったら大変である。しかし50%の比率を持つことはそれを可能にすることであり、そのためにもう少し見直したほうがよいと言っている。どうか。

財産管理課長

先ほども述べたとおり、福島テレビの株式については過去に民間テレビ局の早期開局を図るために、県議会の承認を得て保有することになったものであり、県としては今後も貴重な財産の1つとして、引き続き保有していきたいと考えている。

吉田英策委員

県が会津鉄道等、第三セクターも含めた様々な株を保有することは県民の生活向上の上でも必要だと思う。ただし、マスコミとの関係はきちんとすべきだと言っておく。

橋本徹委員

以前の委員会でも質問したが、グーグルの社員等を招聘して効果的な広報戦略をしていくことについて、その後どのように動いているのか。

広報課長

6月補正の際のデジタル発信に関して、今は業者の契約も庁内の事業の選定も終わり、今月の早い段階で4つの事業について、試行でデジタル広報を打ち、今月末頃には1度その効果を検証したい。

橋本徹委員

その試行的な4事業の内容を聞く。

広報課長

2つは当課の事業で、県の公式ポスターの配布関係と、新スローガンの周知である。それから、企画調整部の地域振興課が行っている移住関係について、昨年度動画を作成したが、この移住促進のPR事業と、県北地方振興局で行っている同様の動画の事業、この4事業を発信したいと考えている。

橋本徹委員

検証していくとのことだが、どのような手法で検証し、広報していくのか。外に向けて、検証結果をどのように知らし

めていくのか。

広報課長

検証結果を外へ知らしめるというよりは、実際にデジタル上で情報を発信するに当たってどの媒体を使うのがよいか、どのようなやり方、内容がよいかを現在詰めているところである。実際に広報した結果を見て、思うようにいかないことがあれば問題点やよかった点等を検証した上で、担当課や県庁内で情報共有し、また次の部署に対してそれを踏まえた上でどのような発信をするかとの形で進めていきたい。

どちらかといえばホームページ等で広く発信できると思うが、実際に検証して問題があった点は委員会で報告したいと思う。

橋本徹委員

ぜひ報告願う。費用をかけているため、その効果がしっかり働かないといけない。本県はPRが下手だ、おとなしいなどと言われることもあるため、これを機会にグーグルの社員を招聘するなどやれることをやり、効果的な、そして費用に見合った広報がしっかりできるよう要望する。

古市三久委員

関連して聞く。先日商工会の関係者と話をしたときに、本県の日本酒は金賞を多く取っているが売上げがなかなか伸びないと言われた。自分で飲んで美味しいため相当売れていると思っていたが、実際に酒屋や酒造メーカーの人の話を聞くと、そういう状況である。広報や売り方の問題も様々あると思うが、広報としてどのように考えるか。

広報課長

本県の日本酒が8回連続金賞数日本一となったことは、観光交流局と一緒に大々的にPRしている。品質の高さ、なぜここまでになったのか理由等も入れて広報を進めているが、本県だけでなく日本全体として日本酒の需要が伸びない中で、いかにして本県の酒をPRしていくか、これは大変大事な話である。

当課としては本県の魅力、バックグラウンド、それからストーリー性も出しながら、観光交流局県産品振興戦略課と共に様々な手段を使って今後も一生懸命PRしていきたい。

古市三久委員

一生懸命やっていること、言っていることは分かる。しかし、日本全体で需要が減少しているのかは分からないが、もう何年も金賞を受賞しているのに、実態として本県の日本酒の需要は伸びていない。

そのため、広報課か観光交流局か分からないが、受賞が続いてマスコミ等でもかなり周知されている中でも需要が伸びない実態があることについて、もっと本格的な調査をし、戦略を練って、販売促進につながるようにしてもらいたい。

今、本県は復興の関係でかなり広報に費用をかけられる状況にある。そのため、その費用をどう効果的に使ったら販売促進につながっていくのか、もう少し調査研究をしっかりと行ってもらいたい。これは米の問題も当然あるが、よろしく願う。

鈴木智委員長

要望でよいか。

古市三久委員

よい。

(10月 1日 (金) 危機管理部)

橋本徹委員

災害弔慰金及び住居に被害を受けた世帯に対する災害援護資金の貸付けに6,967万7,000円計上したとのことだが、災害弔慰金は何人分、住居に被害を受けた世帯は何世帯分か。

危機管理課長

災害弔慰金は1人分であり、災害援護資金は合計41世帯分である。

橋本徹委員

災害弔慰金と災害援護資金の貸付けは、例えば満額を支給したなどの内容を聞く。

災害対策課長

災害弔慰金は生計維持者が500万円、それ以外は半額の250万円が支給される。そのうち国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1の負担となる。

災害援護資金は被災した住宅の状態等により限度額がある。例えば、住居が全壊した場合は250万円が貸付けの上限になり、その他半壊や家財損壊等で額が変わる。必要な金額は、上限の範囲内での貸付けとなる。

橋本徹委員

先ほどの危機管理課長説明では災害弔慰金は375万円だったが、今の説明ではどのように計上すると375万円になるのか。

災害対策課長

今回の災害弔慰金は1人分500万円のうち、国2分の1と県4分の1を合わせて4分の3を計上している。後ほど国から2分の1の負担分が歳入として交付される予定である。

古市三久委員

広域避難計画について聞く。現行の広域避難計画では1人当たりの避難面積を2㎡としているが、新型コロナウイルス感染症の関係で4㎡とする自治体も増えてきている。本県はそのようなことを考えているか。

災害対策課長

一般災害については、新型コロナウイルス感染症対策のため1世帯当たりおおむね9㎡を居住区画とし、その区画間を1m程度空けるよう県のガイドラインで定めている。

原子力安全対策課長

原子力災害時の広域避難計画のことかと思うが、本県の計画は、避難元となる市町村の人口分の避難所について、避難先の市町村から施設の提供を受ける。ただし避難先市町村の全ての避難所の提供を受けているものではないため、残っている避難所等について、新型コロナウイルス感染症対策の状況を見ながら、1室当たりの収容人数を減らし、数として増やすことを考えている。

古市三久委員

いわき市の避難先は水戸市になっており、水戸市の避難場所を見ると1人当たりの面積が2㎡となっているが、県はどう考えるか。

また、広域避難計画の策定は市町村ではなく県が行うとの理解でよいか。

原子力安全対策課長

広域避難計画については、いわき市の場合は対象人口に対して、受入れ先となる市町村をほぼ県で割り振る。その際に、相手先の市町村がどの程度受入れ可能か調整し、不足があれば複数の市町村に分配する調整を行う。

個別の施設、例えば体育館や公民館にどのように割り振るかは、避難元の市町村がこの行政区ではこの体育館のように決めていく。

古市三久委員

そのとおりだが、水戸市の計画では1人当たり2㎡となっている。面積の拡大について市町村間で調整するのか、それとも県が計画課程でできちんと面積を確認して確保し、市町村に伝えるのか。面積の拡大に県が関係するのか。

原子力安全対策課長

県の役割は、県内の対象市町村の人数分を、避難先の市町村と調整することである。避難収容定員については県により考え方が様々であり、新型コロナウイルス感染症対策を考えた上でより多くの施設となると、まず県がいわき市の人数を

どの市町村で受けしてもらえるか調整した後に、個別にはいわき市が調整を行うことになる。

県がいわき市の人口分を県内または隣接等の市町村で確保し、受入れ側の市町村が、新型コロナウイルス感染症対策のために今まで予定していた施設数では不足するとなれば、より多くの施設を依頼するようになる。仮に施設数が不足する場合は新たな市町村に施設を確保を依頼することになるが、全体を調整する役割は県が担っている。

古市三久委員

つまり県がそれを行うとのことか。いわき市から何人がどこに避難するかについて、計画はすでに策定されているが、新型コロナウイルス感染症の発生で、今までのとおりでよいのかとの問題がある。面積を広げるのであれば、人数は決まっているため、避難所はもっと確保しなければならないが、県として行う予定があるのか。それが県の役割か分からないが、役割であれば茨城県といわき市の受入れをどう確保してもらうか調整すべきである。新型コロナウイルス感染症により様々な問題になっているが、県は調整を行う考えがあるのか、それとも現在進行中なのか。

原子力安全対策課長

いわき市を例にすると、避難先が茨城県の市町村もあるが、例えばA市で不足が生じれば隣のB市に新たに受入れを依頼する全体調整は県が行う。新型コロナウイルス感染症対策については、内閣府から一般的な感染予防対策を取ることについて、様々な距離の取り方や面積の問題についても助言されている。

加えて現在、茨城県も原子力施設の広域避難計画の見直しをしている。その中で、1施設当たりの収容人員が適正か見直しを行っており、本県内の各施設についても、茨城県の依頼を受けて収容人員の調査を進めている。そういった状況を見ながら、感染症対策で施設が不足すれば、本県が茨城県を通じて茨城県内の市町村に提供を願うことになる。

古市三久委員

面積を拡大すれば避難所が不足することは計算すれば分かる。そのため茨城県に施設を増やすことを願う。茨城県も東海村の原子力施設関係で本県に避難する可能性があり、依頼されることもあると思うため避難計画をつくること、避難場所をもっと広げなければならないことは当然である。

事故が起きないことはもちろんだが、対策はきちんと行う。新型コロナウイルス感染症が蔓延しなければそれでよいが、準備は必要であるため、万全な体制でしっかり避難ができるような体制をつくるよう願う。

吉田英策委員

令和元年東日本台風から2年が過ぎた。6月の本会議でも質問したが、応急仮設住宅の供与期間が2年でもうすぐ終了となるが、まだ住宅が決まっていない世帯数及び今後の見通しを聞く。

災害対策課長

令和3年7月時点で1,192世帯が借上住宅に入居している。そのうち住宅再建が決まっている人は8割、検討中が1割、未回答は1割となっている。

吉田英策委員

この数字は6月と変わらない記憶がある。約2割の人の行き先が決まっていないが、その理由を県で把握しているか。

災害対策課長

2割のうち1割の人は検討中だが、基本的に今の借上住宅に継続して住むか別のアパートを探す等の予定者のため、おおむね決まっていると思っている。未回答や未定の人について、10月中に期限が切れる予定の人は、全て意向確認がとれており、残りの人については、住宅を建て直す期間まで入りたい等、迷っている人もいると思う。

吉田英策委員

もう2年がたつ。供与期間終了後は退去となるが、この2割の人が本当にどういう状況かつかむこと、また供与期間の延長を検討すべきと思うが、どうか。

災害対策課長

供用期間の延長は、特定の復旧工事等で実際の再建場所に居住できない等のみ認められている。2年間を超えての延長

は内閣府からもできないとされており、延長できないと考える。未回答の人や迷っている人については、市町村と県で個別に訪問等をして事情を聞いており、それを含めて支援に努めていく。

吉田英策委員

まだ入居先が決まらない人について、自然災害による緊急避難であることを考慮した丁寧な対応が必要であり、国に求めるか県が独自で行うかだが、供与期間の延長も含めた丁寧な支援を願う。

原子力発電所関連で聞く。1つは、柏崎刈羽原発で火災報知機の設置位置が適当でなかった件で、約100か所見つかった。東京電力の核を扱う施設でのこのようなトラブルは本当に重大な問題だと思うが、これを受けて県は福島第一、第二原発の状況を確認しているか。

原子力安全対策課長

東京電力に原子力発電所内に設置されている火災報知器について確認したところ、今回の柏崎刈羽原発の案件は再稼働を目指す国の新しい規制基準に対して追加した火災報知機の中に不適切なものがあつたとのことである。福島第一、第二原発においては新しい規制基準が適用されないため以前の火災報知機のままであり、それは既に消防が確認済のため、特に不適切な設置に当たるものはないとの報告を受けている。

吉田英策委員

報告を受けたとのことだが、このような事案の発生時には県自ら確認するのか。消防からの報告とあつたが、消防とは市町村消防か。県には廃炉安全監視協議会等もあるが、どうか。

原子力安全対策課長

火災報知器の件は先ほどの東京電力の報告があり、まずはそれを受ける。今後必要があれば檜葉駐在職員等が現場を確認したい。

吉田英策委員

このような事案が発生したら新潟県の事案などと言わず、福島第一、第二原発も本当に適正か、やはり県は自ら現地で確認する必要があると思う。

次に、ALPSの排気フィルターが損傷したとのことだが、このALPSは汚染水を処理する中心的な施設である。今大きな問題になっている海洋放出の中心をなす施設でこうしたトラブルが起こることは問題であり、さらに問題なのは、2年前にも同じことが起きて報告もされなかった、そうした東京電力の体質である。

これは本会議でも東京電力に抗議したか質問した。人間のやることなので間違いがあるかもしれないが、万が一起きた場合の対処として2年間も隠すことはあってはならない。そういう点で、二度とこのようなことが起きないように東京電力に対して指導や抗議等をしたか。

原子力安全対策課長

9月上旬にこの案件が発覚して以降、東京電力からは随時報告を受け、聴取しているが、2年前にもフィルターに同一の損傷があつたことが東京電力の社内で共有されていなかった。重大な問題のある対応で、先月24日に東京電力の責任者を呼び申入れを行っている。

その際に、2年前の案件も含めて徹底的に原因を究明し、再発防止対策を講じること、ALPSのような重要設備の保守点検、保守管理の在り方について見直しを行うこと、今回予備のフィルターがなかったこともあり、そういった予備品についてしっかり考えること、協力企業も含めて、職員が安全に対する意識をしっかり持つように教育等を行うこと、この4点を申入れた。

吉田英策委員

そうしたトラブルや事案一つ一つに対して、原因を徹底的に明らかにし、二度と同じことが起きないようにすることが必要だと思う。

課長が述べたように、原因を明らかにして報告してもらうことが再発防止につながると思うため、原因と再発防止策に

ついてきちんと東京電力に求めるよう願う。その結果について報告してもらいたい、どうか。

原子力安全対策課長

フィルターの損傷について、東京電力から2年前の経過等も含めて調査中と聞いており、報告書が提出されれば改めて廃炉安全監視協議会、また檜葉駐在職員で現場等を確認し、必要があればさらなる東京電力への対応を検討したい。

吉田英策委員

このALPSという施設自体が今後30～40年、それ以上になるかもしれないが、汚染水処理の中心をなす施設である。そこでこうしたトラブルが発生することは、本当に重大問題だと捉えてもらいたい。

汚染水の海洋放出について聞く。今回、東京電力が具体的な放出について発表した、1kmにわたるトンネルを掘ることは決定なのか、それとも検討中か。県はどう捉えているか。

原子力安全対策課長

東京電力が8月に現在の設備等の計画案を公表しているが、その中に海底トンネルがあり、取水、放水の方法について、最善と思われる様々な方法を検討してきたものである。この設備について、実際の計画はまだ確定ではなく、現在の東京電力の案、検討された結果と受け止めている。

吉田英策委員

東京電力のこうした計画が発表された際に、計画が技術的に妥当かの判断は難しいかもしれないが、県が判断するのか。

原子力安全対策課長

東京電力が様々な施設設備を発電所内に造る場合について、周辺地域への放射線の影響等がある場合には県の安全確保協定の中で事前了解との制度がある。

今回のALPSの放水設備もこれに該当すると考えており、東京電力から具体的な計画が出された場合、県も確認することになり、設備そのものの安全性については原子力規制委員会の審査を受けることになる。その審査結果等も見ながら、施設等の周辺住民への影響や安心を損ねるものがないか確認していく。

吉田英策委員

東京電力が方針を持ったときに事前了解で検討すると思うが、やはり技術的な検討も必要になり、風評対策がどうかとの幅広い検討も当然必要になる。原子力規制委員会や国ではなく、県が本当に主体的に、県民のためにそれがよいか判断することが必要である。

海洋放出のためのトンネルを掘ることは大変であり、それが30～40年、ずっと持つのか、一般的に誰もが大丈夫なのかとの話になると思うが、今後そのような技術的な検討も県でぜひ行ってもらいたい、どうか。

原子力安全対策課長

設備の技術的、工学的な安全については、原子力規制委員会において審査が行われると考えている。トンネルから放水が行われることについて、廃炉安全監視協議会の専門委員にも地質等の専門家がいるため、意見を聞きながら確認していきたい。

吉田英策委員

海洋放出の方針決定以降も、県内では約27自治体が撤回や反対、見直しを求める意見書を採択している。当然県漁連やJ A、生協連等の団体も強く反対しており、多くの県民世論は海洋放出に反対で、タンク保管の継続を望んでいる。

そのような立場で県はこの計画が本当によいか判断してもらいたいし、そもそも海洋放出自体に反対の立場を表明すべきと思うが、今からでもそう表明できないか。

危機管理部長

ALPS処理水については、先般、国で当面の対策が示されたが、県は基本方針が出て以降、5項目を国に対して申し入れている。風評対策をはじめ様々なものが含まれているが、今回それも踏まえて国で幅広い検討がされたと理解している。

これで十分かどうかは技術的な面での安全性の確認もあると思うが、これは県の廃炉安全監視協議会でも専門家から意見をもらいたいと思っている。また風評対策全般については、当部に限らずそれぞれの所管部局において、国が今回示している内容を確認していると思う。

国や東京電力からそれぞれの関係自治体、関係者に説明がされてると聞いており、その中で様々な意見が出れば、それらを当然踏まえて、さらなる対策に盛り込んでいくことが必要だと思う。そうしたことについても引き続き求めていく。

古市三久委員

フィルターの問題について聞く。ALPSは3つあり、増設ALPSは使用前検査が済んでいるが、残り2つは進んでいない。それを県は問題なしと思っているか、それともやむを得ないと思っているか。

原子力安全対策課長

ALPSの使用前検査は原子力規制委員会が確認する検査である。東京電力の報告によれば、2番目にできた増設ALPSは既に検査が終わっているが、最初に造った既設アルプスは、まだ検査を受けてない。水を浄化する側の吸着材の性能等のデータをそろえ水質浄化の性能表が整えば、国に使用前検査の申請を行い、原子力規制庁が検査を行うと聞いている。

古市三久委員

そのとおりだが、既設ALPSはずっとホット試験を行っている。高性能ALPSはあまり使っていないようだが、県はそれでよいのか、その水を海洋放出することもよいとの認識か。私は使用前検査の終了を求めないとまずいと思うし、この状況を県が認めていることがそもそも問題である。

コールド試験とホット試験があって使用前検査がある。ホット試験とは、放射性物質が本当に取れるか検査している状況である。その状況で運用しておくこと自体が問題だと思うが、どうか。そのような運用をさせて、汚染水を流してよい、風評対策等を言っているが、こういうことはやめさせるべきである。

原子力安全対策課長

この件については、県も原子力規制庁に状況を聞いている。原子力規制庁は、これまでALPS処理水が直接、環境への放出につながっていないことで、一定程度、そういった試験状態での運転もやむなしと考えているようである。

ただし、今後処理水の放出が環境に直接つながるのであれば、きちんと検査を受けた設備でないとならないとのことで、将来海洋放出される処理水は、全て検査を合格した設備で処理されると考えている。

古市三久委員

そういう見通しはあるのか。原子力規制委員会が試験状態での運転もやむを得ないと認めていることは、県として、県民の安全・安心にとって問題だと思う。原子力規制委員会や東京電力が何と言おうと、これは試験中であり、問題があるため早く使用前検査を完了するように国に言うべきであるが、どうか。

原子力安全対策課長

検査の見込みだが、東京電力から9月までにデータを収集して整理し、10～11月にかけて国へ申請、検査になる予定との報告を受けている。

古市三久委員

既設ALPSは何年かホット試験をしてきたが、使用前検査の終わった増設ALPSではホット試験ほどの程度で終わったのか。

原子力安全対策課長

2番目に造られた増設ALPSは1番目に造られた既設ALPSとほぼ構造的に類似の施設である。既設ALPSでの不具合箇所を一部改良したものが増設ALPSで、比較的順調にトラブル等もなく水を浄化でき、性能のデータも比較的早くそろい、早い段階で使用前検査が終了したと記憶している。

古市三久委員

それが分かっているならば、なぜ増設ALPSのとおりプラントを改造、修繕するよう要望しないのか。既設ALPSは何年もホット試験を行っている。どこが問題かと言えばそのようなことを認めている県が問題である。

例えば、このフィルターは実施計画書には載っていない。問題になったフィルターは今まで説明されておらず、そうでなければ検査や点検がどうなっているか聞かなければならなかった。

このフィルターは、後から安全性のためにつけたのではないかと言われている。今回、スラリーを交換するためにセンサーをつけたところアラームが鳴り、調べるとフィルターの中が壊れて穴が開いていた。これが発端である。

様々に調べると、2年前にも同様のことがあった。今回のフィルターは実施計画書に載っていないため、ある意味県が分からないことはやむを得ないと思う。しかし、中で作業をするためにフィルターをつけて放射性物質が外に出ないようにしたのに、フィルターが壊れていた。

先ほど吉田委員が東京電力は信用してよいのかと質問したが、柏崎刈羽原発の問題を見ても、東京電力は信用できない。そしてそれに対して、県が何もしないことが問題であり、東京電力と同じで極めてずさんである。県民の安全・安心を守っていないと思う。

安全確保協定の話も出たが、様々に議論し、もっと厳格な協定書に改定すべきと思う。原子力発電所は5重の壁で放射性物質が外に漏れないと言ってきたが、事故で全て壊れた。今は何もない状態で放射性物質が大気に出ているが、本来は福島第一原発の原子炉全てに覆いを造る必要がある。それを造らずに、空气中に放射性物質が拡散しているが、問題にならないような濃度だからよいと言っている。これは非常に問題だと思うので、その辺をきちんとやってもらいたい。

また、HICの中には何が入っており、どの程度の放射線量か。

原子力安全対策課長

HICとは高機能容器で、ALPSで水を浄化する際に発生した汚泥、ストロンチウム等の放射性物質を含んでいるものを保管している専用容器である。主にストロンチウムが10当たり数千万Bq程度の濃度と聞いている。

古市三久委員

この中にはストロンチウム90も入っている。ストロンチウム90は原発事故後にタービン建屋にたまった高濃度汚染水よりも2～3桁高い数字で、1cm³当たり400万～4,000万Bqと言われており、膨大な放射能である。このスラリーを新しい容器に交換する間にその放射能が感知された。大気中には出ないからよいとのことだが、そこで働いている人について、被曝はしていないと言っているが、それでよいのか問題はある。

このHICの問題は、原子力規制委員会が早く交換するよう言っているが、東京電力は計画どおりに約2年後に交換すると言っている。これについて、県は早く交換したほうがよいと思うか、東京電力の言うとおりでよいと思っているか。

原子力安全対策課長

今回のHICの中身の移替作業は8月から始まっているが、今まで実施しているものは比較的濃度の低いもので、これは作業の安全性について原子力規制庁と面談等を行いながら、まずは低レベルのものから始めて作業員への被曝や粉じんの飛散対策が十分か等を確認することになっている。

県も作業が遅れていることは承知しているが、やはり濃度が相当高いものであり、ベータ線による直接の被曝の問題もあるとのことで、まずは安全を確保した上で進めてもらいたい。ただしHICの素材である樹脂の寿命があるため、手順等をしっかりと確立して早く作業を進めてもらいたいと考えている。今回のトラブルの状況が終わった後で、東京電力に今後のスケジュール等についても確認していく。

古市三久委員

低レベルと言っているが、そうではないと思う。中身の放射能が高いため、放射線によってHICがもう交換しなければならないところまで劣化しているから交換するのである。低レベルのものから安全性を確認して交換するとの問題ではなく、原子力規制委員会から何としても交換するよう言われている。

東京電力は現在31基を交換しようとしており、その後56基を2年後に交換すると言っている。合計87基を交換するようになっており、2011年以降、廃棄物をH I Cに入れてきたが、グローブボックスでやらなければならないほど高レベルの放射線も入っていると言われており、容器が劣化して大変な状況のため移し替える。

安全性を考えれば、H I Cが劣化しないうちになるべく早く新しい容器に移し替えることが必要である。県は東京電力に早く行うよう言わなければならないが、どうか。

原子力安全対策課長

今回のH I Cの中身の移替えについては、原子力規制庁がかなり懸念を示しており、速やかに移し替えることが求められている。しかしフィルターの問題があったように、やはり作業の安全性を確認するとのことで、まずは今回のように一通りの手順を比較的lowレベルのH I Cで行う。

今後は手順や作業の改善等を行い、作業員の被曝線量を下げる配慮をしながら、高線量の中身の移替えを進めていくことになると思う。スケジュールも大事だが、作業員の安全や環境への影響等も大事なことと思うため、うまく東京電力が進められるよう、我々も監視していきたい。

古市三久委員

これはしっかり監視しなければ駄目である。そして、先ほど火災報知器について見に行かなくてもよいと言っていたが、これは見に行くべきと思う。フィルターについては見に行ったのか。

原子力安全対策課長

ALPSのフィルター損傷の件については、9月に檜葉駐在職員が3回現場確認を行っている。損傷したフィルターそのものでなく、その後代替のフィルター等がつけられており、安全対策が講じられているか確認している。

古市三久委員

なぜ廃炉安全監視協議会が見に行かないのか。廃炉安全監視協議会はそのためにある。部長どうか。

危機管理部長

今回、8月下旬か9月にALPSのフィルター損傷の件が報告され、廃炉安全監視協議会は現地確認していないが、現地駐在職員が何度か確認している。

廃炉安全監視協議会は、今回とは別件で8月に現地調査を行っており、それも設備に関する問題点があるとのことで、確認してその後の廃炉安全監視協議会の中で報告している。

古市三久委員

連続ダストモニターがある。これはアルファ線か、ベータ線か、それともガンマ線か、何を監視しているのか。

原子力安全対策課長

今回のフィルター損傷の際に使われたダストモニターは、アルファ線は測れないが、ベータ線とガンマ線の放射性物質を検知できるものと報告を受けている。

古市三久委員

それは間違いないか。ベータ線とガンマ線の両方を測れるものがここに入っているのか。それは確認したのか。東京電力が言ったことをうのみにして言っているのではないか。

原子力安全対策課長

東京電力の報告は連続ダストモニターのデータについても示されており、そのデータを見て、この測定器がきちんとストロンチウム90の影響を把握できることは確認している。

古市三久委員

それならば、ストロンチウム90について検知されてアラームが鳴ったとのことでよいのか。

いずれにしても、今回、現地の駐在職員の確認だけで廃炉安全監視協議会が現地に行かなかったことは、まずいと思う。このALPSそのものがホット試験中のまま継続して使われていることからすれば、きちんと監視していかなければ駄目

である。

このようないいかげんなことを県がやってるから、3・11の事故が起きた。県が事故をどのように検証して反省し、何をしていくか考えなければならない。

これでは3・11以前と同じである。柏崎刈羽原発の件を見れば分かるが、東京電力には原子力規制庁も頭を痛めている。東京電力の様々な問題、原発の中にある施設について、県も定期的にもっと厳格に調査、点検をし、県民の安心・安全を確保することが非常に重要だと思う。その辺について、改めて部長に聞く。

危機管理部長

今回ALPSの排気フィルターにトラブルがあった。その前にもノッチタンクの問題やコンテナの問題、福島県沖地震以降は地震計の問題もあり、福島第一原発の敷地内にある設備の問題で様々なトラブルが発生している状況が続いている。

県としては発生したそれぞれのトラブルについて現地の駐在職員が現場を見て確認、報告し、またトラブルが発生した時点で、東京電力を県庁に呼んで直接報告を受け、申入れを行うとの対応を継続して行ってきた。また廃炉安全監視協議会においても、8月に現地調査を行い、9月の廃炉安全監視協議会の中で様々な専門家の意見も聞いている。

また、今回設備関係のトラブルが続いているが、そこに共通するものは何か、県としてトラブルが出てから対応するところもあるが、それとはまた別の観点で、トラブルそのものを未然に防止するためにどのような取組が必要か。現在、設備の総点検との視点で、敷地内にある設備はどのようなものがどれだけあって、どのように管理していくのか、東京電力が計画を持っているが、それで本当によいのか、漏れているものがないか、廃炉安全監視協議会の中でも議論をしている。引き続きしっかり監視していきたい。

古市三久委員

部長がそう述べるのであれば、これからしっかり監視し、こういう問題が再発しないようにしてもらいたい。

汚染水の海洋放出について聞く。海洋放出の最終決定は行われたとの認識でよいか。

原子力安全対策課長

ALPS処理水の処分方法については、本年4月に国の基本方針の中で、福島第一原発から海洋への放出という方針が示された。

古市三久委員

県は国が最終決定したとの理解でよいか。

原子力安全対策課長

国の基本的な方針は4月に決定されているが、自治体をはじめ関係者から心配する声があり、国と東京電力が関係者へ丁寧に説明して十分な理解を得ることが大切だと思うため、そういった取組を県として求めているところである。

古市三久委員

そうではなく、国が基本方針をつくり、最終的にその基本方針に基づいて海洋放出を決定したとの理解でよいか聞いている。

原子力安全対策課長

海洋放出の方針は国が決定したが、その時期等については、今後2年間で関係者への理解を得る活動などに加え、風評対策等も行いながら進めるものと受け止めている。

古市三久委員

今の答弁は、基本方針は決まったが最終的な決定はされていない、県はそう理解していると聞こえるがそれでよいか。

危機管理部長

処理水については、国として基本的な処分方針は決めた。ただ先ほどから課長が答弁しているのは、基本的な方針は決まったが、技術的にどのような方法で処分するのか、今後原子力規制委員会が審査する実施計画の中身等はまさにこれからとのことである。

また、県は風評対策について具体的な内容を示すよう求めていたが、現在当面の対策が国から示され、関係者等に説明して意見を聞いている。まだ完全に決まったとのことではなく、さらに足りないものがあれば意見していく。

基本的な処分の考え方は決まったが、技術的にどう進めるか、風評対策が十分か、これらについてはまだ議論の途中である。

古市三久委員

それは、基本方針は決まったが、最終的な決定まではこれから若干時間もあると聞こえるが、県は海洋放出について国の基本方針を受諾して、そのとおりにやってもらうとの認識か。

原子力安全対策課長

国の基本方針の中に、海洋放出と処分によって風評被害を起こさないよう対策も徹底すると述べられている。県としてはそういった対策、原子力規制委員会の審査等を確認する。この状況で処分できるか等、その辺はやはり国、東京電力が判断をしていくものと考えてる。

古市三久委員

これは国が決める問題で、東京電力は決断しないと思う。国が基本方針を決めて、東京電力は粛々とやると思う。

先ほどの答弁からすると、県は、基本方針を了としてそれ以外の条件整備については国が行うよう願うと聞こえるが、そのような理解でよいか。

危機管理部長

A L P S 処理水の取扱いについては、これまでも国の責任で検討して決定してもらいたいと伝えている。もともとA L P S 処理水の処分方法については国の小委員会が設けられ議論されてきている。小委員会の提言としても、国の責任で方針を決めるとされており、県としても、様々な人の意見を聞いて慎重に対応方針を決めるよう、これまで何度も伝えている。そういう中で、国が最終的に方針を決めたものと受け止めている。

古市三久委員

最終的にはまだ決まっていないと思うが、本県より宮城県のほうが海洋放出反対とはっきり言っている。県は海洋放出賛成とは言わないが、国が決めて、風評被害が起きないように対策をしっかりとやってもらいたいと言っている。

これは、3・11前のプルサーマル計画のときの国とのやり取りと手法が同じである。つまり、国に決めてもらう。津波対策は国に決めてもらいたいとして津波が起きたわけで、そういう流れで県はこの問題についても同様の対応をしていると思う。そうならないようにしっかりと対応してもらいたい。

タンクが満杯になる時期は2022年秋とのことだが、間違いないか。

原子力安全対策課長

4月に基本方針が示された段階で、今後の汚染水の発生量、処理水の発生量等を見て、現在整備されている137万tのタンクが満杯になる時期は2023年の春、今から約1年半後と示されている。

古市三久委員

タンクが満杯になる時期は2022年の秋と言われているが、これは2023年の春なのか。

原子力安全対策課長

国において基本方針を決定したときに、約2年後と言われていた。

古市三久委員

2022年秋と2023年春とのことで、半年程度の差はある。海洋放出はこれから2年後をめどとしているが、トンネルが掘られて条件整備ができ、海洋放出をするまで本当にタンクが間に合うのかとの問題が出てくる。タンクを増設しないと間に合わないとの心配もあるが、県はどう思うか。全く心配ないとの理解でよいか。

原子力安全対策課長

タンクの残りの容量は、国及び東京電力によれば、汚染水の発生量から見て2023年の春頃までは大丈夫とのことである。

しかし気象条件やトラブル等、様々に増減する要因があるため、残りの容量が厳しくなれば精密な汚染水の発生量の解析等をし、不足するのであれば余裕を持って造らなければならないと考えている。

古市三久委員

様々な人のシミュレーションを見れば、多分間に合わなくなると思う。タンクが足りなくなり、やむを得ず海洋放出を強行することも考えられるため、県民の安全や様々な状況を考えて、タンクの増設を東京電力に要求すべきと思うが、どうか。

原子力安全対策課長

施設を管理する東京電力と方針を決めた国においてしっかりとデータの精査等を行い、タンクが今後必要となるか見通しを示すこと、その際に自治体、県民、関係者に不安を与えないよう、説明を尽くしてもらいたいと考えている。

古市三久委員

これは協定書ではうたえないのか。課長の答弁は、東京電力と国がシミュレーションをするものだが、県としてもシミュレーションをして、本当に大丈夫か検討する必要があると思う。県は何もかも任せすぎている。

毎日発生する汚染水の量と海洋放出するまでの穴を掘ったりトンネルや設備を造る準備期間を県としてシミュレーションし、本当に間に合うのか、タンクが不足するのであれば、タンクの増設を求めるべきである。

問題がなければそれでいいと思うが、県は協定書では言えない状況なのか。それともそのようなことは、東京電力には言えないのか。協定書をつくってから今まで、何かを言ったのは1回だけあったとのことだが、東京電力に是正措置等を求めたことはほとんどない。それはどうなのか。

原子力安全対策課長

安全確保協定の中で、そのように東京電力に求めることは可能ではある。ただし、汚染水、処理水の対策については、やはり国が責任を持って対応するものだと考えている。処理水の処分に当たり、残りのタンクの容量も考えて、県民、関係者に不安を与えないように、国と東京電力が責任を持ってこの問題に対処するよう求めていく。

古市三久委員

しっかり求めていくとの前段は国や東京電力がやればいいとのことで、それならば原子力安全対策課は必要ない。県民の安全を確保するために原子力安全対策課があるため、県としてきちんと行ってほしい。

次に、部長説明に廃炉の取組があるが、ロードマップが廃炉計画と認識しているのか。

原子力安全対策課長

廃炉をどのような工程で進めるかは、国が中長期ロードマップを定めている。

古市三久委員

廃炉は、例えば福島第二原発は廃止措置で、国の原子力規制委員会に認可申請して認可された。しかし福島第一原発はそれがない。つまり、廃炉の計画はロードマップでしか分からないが、そのような認識でよいか聞いている。県もその認識か。

原子力安全対策課長

福島第一原発は原子炉等規制法における特定原子力施設で、一般の原発の廃炉とは別の扱いとなっている。また原子力災害特別措置法の緊急事態宣言が発令されている状態で、政府の原子力災害対策本部が中長期ロードマップを作成し、廃炉を進めていくことになっている。県としては、ロードマップの改訂時期に合わせて、毎回意見を述べている。

古市三久委員

このロードマップでは、福島第一原発の廃炉はどのような状態になっているか。

原子力安全対策課長

中長期ロードマップには2011年の12月から30～40年後までの工程が書かれている。それぞれの工程の中で、例えば使用済燃料プールからの取出しやデブリの取出し等について、目標工程となるマイルストーンが示されている。

例えばデブリの初号機の取出しは本来2021年だったが、少し遅れて2022年にずれている。そういった形で各工程の目標時期を示してロードマップができています。

古市三久委員

福島第一原発は特定原子力施設のため原子力規制委員会から審査と認可を受けていないが、行わなくてもよいとの認識か。

原子力安全対策課長

原子炉等規制法の中で、原子力規制委員会が審査をするのは一般の原発の廃炉では廃止措置計画で、今回の福島第二原発のような認可になる。

福島第一原発については廃炉の進捗は中長期ロードマップで示しており、それに必要な設備、例えば今回のALPSやデブリの取出し装置等は実施計画として、原子炉等規制法の中に福島第一原発だけのルールがあり、その実施計画を原子力規制委員会に申請して認可を受ける。そのようにして設備の安全性が担保されている。

古市三久委員

これは実施計画は出ているか。

原子力安全対策課長

特定原子力施設として指定されて1回目の実施計画が出され、その後設備の増設等に合わせて変更の認可手続きが進んでいる。

古市三久委員

実施計画は、廃炉に向けた準備をするための計画である。デブリを取り出して最終的な形をどうするのか、更地にするのか、そのまま残しておくのか、そういう廃炉の最終形は決まっていない。廃炉について様々言っているが、県はどう進めていくのか。何も決まっていないが、県はどう考えるのか。

ロードマップは、確かに何年何月までデブリ取出し等書いてある。計画どおりに進んでるかは別にして、それは廃炉ではないと思う。福島第一原発、第二原発は44年後に廃炉になる。通常は解体して更地になるが、福島第一原発、第二原発は全く決まっていない。何に向かって廃炉を進めていくのか、国と東京電力が決めればいい問題ではない。県として、県民のためにあの土地をどのようにするか、廃炉を求めていくかが問われている。それを聞いている。

危機管理部長

福島第一原発の廃炉終了後の姿について、県はこれまでも、燃料デブリを安全かつ着実に取り出すこと、使用済燃料や燃料デブリなどの放射性廃棄物について、国、東京電力の責任において処分方法の議論を進め、県外において適切に処分すること、これを繰り返し求めてきている。引き続きその実現に向けて求めていきたい。

古市三久委員

ロードマップは5回改訂されている。当初は取出し後の燃料デブリの保管は、当面の間適切な貯蔵施設において安全貯蔵され、当該貯蔵施設の立地について、同じ場所へ造ることになっている。2017年の第4回では、現在設計を行っている放射性物質分析研究施設活用を視野に入れながらとして、そこに取り出したデブリを置くことある。

第5回の2019年12月は、取り出した燃料デブリは容器に収納の上、福島第一原発内に整備する保管設備に移送し、乾式にして保管を行うようになっており、原発の敷地内に保管することを明確に示している。その後の見直しはなく、このままではデブリを最終処分場として置くことも想定されるため、県は本当にそれでよいか問われると思う。

中長期ロードマップは30～40年となっている。10年後のデブリ取出し目標は、当初目標の頃から維持されている。そのため2019年に改訂されたロードマップでは、デブリは今造っている分析センターに送ることにしており、それでよいか、いずれ求められてくると思う。

多分どこも引き受けるところはないと思うが、それを県は徐々に認めながら、最終的には引き受けることになるのではとの懸念がある。それで本当に福島第一原発の廃炉になるのか、非常に問題だと思う。

県は、福島第一原発の廃炉をどのような最終形にするのか、県民に説明すべきである。国もロードマップの改訂で、ど
んどん福島第一原発へ保管する考えになってきているが、どう思うか。

原子力安全対策課長

現在デブリ等の保管について、取り出したものは安全に保管するとのことで、敷地の北側に廃棄物の保管施設等を整備
している。ただし、これは搬出までに周辺地域への放射線の影響リスクを下げるとの中長期ロードマップの目的に沿って
整備されているものであり、県としては先ほど部長が述べたとおり、使用済燃料、燃料デブリ、廃棄物等は県外へ搬出す
るよう強く国に要望している。

古市三久委員

それは分かるが、国の考え方は変わってきている。そこを認識して、どのようにしていくか考えなければならない。今
はもう最初のロードマップとは違う。確かに国と東京電力の問題だと言うが、分析センターに置かれることになってしま
うため、それでよいのかが問われる。これは非常に重要な問題なので、部でしっかりと議論して、東京電力、国に搬出先
を造ってもらおうようしっかり求めていくべきである。

これは本当に重要な問題である。今部長が述べたようなことだけで済む話ではない。最初の段階ではよかったかもしれ
ないが、ロードマップも変わってきているため、内容を認識し、きちんと対応してもらいたい。

(10月 4日 (月) 人事委員会事務局)

古市三久委員

警察官採用試験の1回目が行われたが、前回の委員会では2回試験を行うと言っていた。これは1回の試験では採用人
員が不足するからか。それとも最初から2回に分けて行うのか。

採用給与課長

警察官採用試験については、今年度は当初から試験を2回行う予定で実施している。

1回目の試験は、東京会場を設けるなどしたため相当数が受験したが、実施時期が早いこともあり、採用辞退者がいる
ことを見込み、人員をしっかり確保するとの目的から2回目も実施している。

古市三久委員

採用辞退者が出てくるのは当然だと思う。毎年採用辞退者がいるが、これからも毎年試験を2回実施するのか。

採用給与課長

東京会場で試験を実施したのが本年度からとのこともあり、実際どの程度の人数が集まるのか未確定の状況で試験を実
施した。

今年度1回目の試験は受験者数がかかなり多かったが、これから辞退者がどの程度出るかを見越しながら、今年度以降ど
のように実施するのがよいか検討していきたい。

橋本徹委員

関連して聞くが、東京会場の受験者数は何人で、どの程度の比率だったのか。

採用給与課長

今年度1回目の警察官の試験は第一次試験の受験者が全体で329名である。そのうち、東京会場での受験者は
105名で、率にして31.9%となっている。

橋本徹委員

約3分の1で、東京会場は盛況なのかと思う。東京会場における受験者のほとんどが本県出身もしくはゆかりのある人
なのか。

採用給与課長

受験者については、出身地にかかわらず採用しているため、具体的な住所地は公表していないが、基本的には本県にゆかりのある人がほとんどだと考えている。

(10月 4日 (月) 出納局)

吉田英策委員

内部統制について、取りまとめはこれからとのことだが、始めて何年になるのか。

審査課長

内部統制については、令和2年度から導入されたものである。

吉田英策委員

もう1年が過ぎている。この制度の元で事務手続のチェックをしてミスがないようにするとのことだが、1年間を通して内部統制を行った結果、職員のミスは減ってきているのか、その関係はどう見ているか。

審査課長

内部統制の評価については、現在関係部局と調整を図りながら取りまとめを行っているところであり、具体的にはまだ報告ができない。

ただ内部統制については、財務事務の不適切な事務処理が起きるリスクを考え、それが起きないように対処する。また起きてしまった場合、どのような改善策により取り組んでいくかが重要であるため、出納機関としては、改善策等について確認しているところである。

吉田英策委員

県の公金を取り扱う関係部署で内部統制が行われて、ミスを減らすために役立てることはそのとおりだが、私たちは職員の評価に関わる問題で応用することや使うことについては反対してきた。やはり自由な、伸び伸びとした職場環境をつくるのがミスを根絶する一番のことだと思うため、内部統制の運用について、職員の評価につながるよう願う。要望である。

次に検査について、遠隔臨場とはどのようなものか。

工事検査課長

遠隔臨場は効率的な検査を実施するための1つの手法であり、受発注者ともに通信環境、通信機器が整っていることが前提だが、現場からの映像等を確認して検査する方法である。

吉田英策委員

これは、工事現場などでも実施されているか。

工事検査課長

現場の確認、段階確認等、土木部の出先事務所で遠隔臨場は昨年度から導入して実施している。

吉田英策委員

検査の効率化の点では進めることは必要だが、検査はやはり仕様書に基づいて工事が完了しているか、県民の税金が本当に適正に使われているのかの確認が一番である。このような遠隔の検査については、より一層慎重になる必要があると思っている。

また、検査方法だが、県職員が検査員として出向く場合と、今は民間の検査機関にも委託する方法があるが、工事全体の比率はどうなっているか。

工事検査課長

検査自体は、基本的には県出納局の工事検査員が実施しており、民間に委託している事例はないが、年度末等検査が集中する時期については、依命検査という形で農林水産部と土木部の出先事務所の職員に実施してもらっている。

古市三久委員

デジタル化はこれからますます進むと思うが、不祥事とどのような因果関係にあると思うか。デジタル化が進めば、事務の不祥事や間違い等が減少するのか、それともそれほど影響がないのか。

出納総務課長

デジタル化が進むことにより、手続上の操作、システム操作等が不慣れであれば、当然に見落としや誤入力等が出てくると思う。そのようなことがないように、デジタル化を推進するとともに、操作方法や制度についても、十分に周知徹底できるよう研修を進めていくことが大事だと考えている。

古市三久委員

入力を間違えばエラーが出てくることもあると思うし、間違えてもエラーが出てこなければそのまま間違ってしまうこともある。その辺の人がやることについて、システムとしても対応することが一番大切だと思う。

また、会計関係のシステムはそれぞれ別々になっている。これからのデジタル化の中で、工事や土木等、一体的にリンクして、総合的、合理的にできるようにする必要があると思う。各部でシステムはリンクされずに分離されているが、会計の一元化等の観点から、工事等を含めた一元的なシステムをつくる必要があると思うため、何年先になるかは別にしても、検討願う。

鈴木智委員長

これは要望でよいか。

古市三久委員

よい。

(10月 4日 (月) 監査委員事務局)

吉田英策委員

局長説明で、「一部に不適切な事務処理が見受けられた」とある。監査の報告で、全体の中に不適切な事案があり、それを根絶する努力も一方では行われているが、この件数は毎年増えているのか、減っているか。

普通会計監査課長

件数の推移だが、毎年同じ公所を調査しているわけではなく、2年に1回の公所もあるため、その時々により件数は動きがある。今のところ令和元年度と比べると、件数は減りつつある。こちらの調査の抽出の仕方や、共通の要因により間違いが発生した場合だと、件数が増える傾向にある。

例えば建設事務所では、積算方法が変更した場合に内容の誤解が複数事務所で起こることがあり、令和元年度にそのようなケースがあった。

2年度に関しては新型コロナウイルス感染症の関係で途中で延期したこともあり、8月30日の決算審査の取りまとめの報告書を出した時期までは、指摘事項2件、指導事項2件となっている。

吉田英策委員

監査なので、それぞれの事案についての指導等はそれぞれの部署に任せられることになるだろうが、2年に1回でも傾向は同じと思うため、こうした不適切な事案を根絶させるとのことで、監査に臨むよう願う。

もう1つ、「経営の合理化・効率化を推進することにより、経営の健全化に努めることなどについて、意見を提出した」とある。これは、合理化・効率化を進めると、経営の健全化につながるの意味か。

企業会計監査課長

公営企業会計に係る決算審査の意見だが、今回は企業局の工業用水道事業、地域開発事業、県立病院事業、そして土木部の流域下水道事業会計について審査している。いずれも会計ごとの特徴があるが、公営企業のため当然収入を増やす、

あるいは経費を節減するとの形で経営の合理化をまず目指し、その結果として全体的な経営の健全化を図るとの趣旨である。

吉田英策委員

例えば企業局などで企業会計を導入するシステムになり、監査の報告を見るとやはり不適切な事案がある。企業会計とそうした不適切事案は関係があるのか、どのように見ているか。

企業会計監査課長

今回、公営企業会計の不適切事案で最も重いのは指摘事項だが、流域下水道事業では5件あり、本庁が4件、出先機関が1件である。また県立病院事業に関しては出先の病院で1件あり、総計6件である。

内容は様々だが、収益の計上漏れや固定資産の価格計上誤りなどである。これが経営の合理化に全て直結するかとのことはあるが、やはり収益費用等や資産に関しては正確に計上し、経営状況を透明性を持ってきちんと説明できるような決算、会計処理をする必要があるため、今回指摘事項を出している。それらを適正に行うことで、経営の合理化や健全化につながると考えている。

吉田英策委員

企業会計に切り替えたことによる不適切事案はないとのことか。まだ一人一人の職員が新しい会計システムに慣れていないのか、その辺はどのように見ているか。

企業会計監査課長

今回、公営企業会計に切り替えたのは流域下水道事業のみで、令和2年4月1日からである。企業局と病院局は数十年前から企業会計である。

一般会計や普通会計は単式簿記で、これが公営企業会計になると複式簿記になる。当然資産の捉え方、減価償却の計上方法が変わり、しかも流域下水道は膨大な資産を抱えている上に様々な収入もあるため、単式簿記から複式簿記に変わる中で、適正に切替えができなかった部分もあった。その結果、流域下水道に関しては今回合計5件の指摘事項があった。

橋本徹委員

局長説明で、「成果を重視した行政運営の深化などについて」とあるが、具体的に知事にどのように意見したのか。

普通会計監査課長

これについては、決算審査の意見書で述べている。意見の1-1、「成果を重視した行政運営の深化を通じ、福島の「復興・再生」と「地方創生」を新しい段階に移行させていく必要があります。」と述べているが、内容については、これまで復興・創生期間の10年間、様々な事業を実施してきた。それに伴い、福島ロボットテストフィールドや福島水素エネルギー研究フィールド等様々なインフラ等も整備されてきた。

今後は整備が終わった段階で、これらのインフラ、あるいは施設等を活用して、さらに県の発展につなげていく必要があるとしている。

(10月 4日(月) 議会事務局)

橋本徹委員

昨年度に続くコロナ禍の中で、各委員会の県内外視察等が中止、延期になっている。その予算の残額を有効に使えないかと思うが、執行残として繰入れてしまうのか。

総務課長

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、各種調査等が延期や中止となっているが、執行できなかった分については、後日予算を減額補正する。

昨年度、新型コロナウイルス感染症対策に予算を振り向けるために補正して活用したことがあった。そのようなことが

なければ、通常は2月議会で減額補正の対応をすることが一般的だと思う。

橋本徹委員

課長答弁のとおり、今年度もコロナ関係で困っている人に対して、我々の県内外調査で残った予算が振り向けられるよう願う。

(10月 7日 (木) 人事委員会事務局)

吉田英策委員

特別給の考え方について聞く。

採用給与課長

特別給は、職員の期末・勤勉手当の年間支給月数と民間事業者の1年間のボーナスの月数を比較し、今回は民間が0.14月分低かったとの結果に基づき、0.15月引下げを行う勧告をした。

吉田英策委員

この1年間、民間は新型コロナウイルス感染症の影響で大分給与が下がっているが、その関係から言うと、民間給与はずっと下がっていると捉えてよいか。

採用給与課長

民間のボーナスについては、昨年8月から本年7月までの1年間に支給されたボーナスで算定している。昨年度は0.05月の引下げを勧告したが、今年度はそれを上回る0.15月引下げであり、コロナの影響も多々あったのではないかと考えている。

吉田英策委員

民間が下がると職員給与は引下げになるが、そうすると民間が下がり公務員が下がり、全体的に労働者の賃金が下がることになる。負のスパイラルに陥る可能性は本当に大きいと思う。

新型コロナウイルス感染症で大変な民間労働者、そして民間企業。民間、公務を問わず労働者全体の給与の上げが本当に求められると思うが、これは議案として12月定例会に提出されるとのことでよいか。

採用給与課長

関係する議案については、総務部で必要な条例案を提出することになると思うが、時期についても総務部が検討すると考えている。

吉田英策委員

引下げは基本的にすべきでないと述べておく。

古市三久委員

その他の課題で、通勤手当の問題がある。これは昨年度は幾らか上がったのか、また今年度も上がるのか。

採用給与課長

昨年度のデータは手元にないが、通勤手当にかかるガソリン価格の高騰、また通勤にかかる自動車の関係費用等を算定した上で、必要があれば上げることになると思う。そのようなことから、価格の変動を踏まえて検討する必要があると人事委員会としては勧告した。

古市三久委員

つまり、勧告を受けて県がどう判断するかとの問題になる。ガソリンの価格は急騰している。これは急落することも想定されないことはないと思うが、世界的な情勢の中で、急騰してなかなか下がらないこともあると思う。

県はどの程度通勤手当を上げていないのか。3年に1回や2年に1回は見直しをしているのか。

人事委員会事務局長

通勤手当は実費弁償的な手当で、特に交通用具使用、自動車については距離に応じ定額で定められている。本県の最近の状況は、任命権者が毎年のガソリンの価格の状況等を見て検討するやり方になっており、頻度としては、ガソリン等の過去1年の価格の推移を見て検討している。

委員指摘のとおり、最近またガソリン価格が高騰してる状態が続いているため、その辺を見て適切に判断願うと報告した。

古市三久委員

それはそうだと思う。だから県が、勧告を受けてこれまで通勤手当を上げているのか、それともしばらく上げていないため、改めて改定するのか。

つまり、ガソリン価格が高騰しているため、それに見合った通勤手当にすべきで、通勤手当の見直しを適時・適切に行う必要があると意見を述べる。検討願う。

採用給与課長

通勤手当は昨年度上げていることを今確認した。